

おしらせ { ふれあいサロンへの助成金の 使い道について }

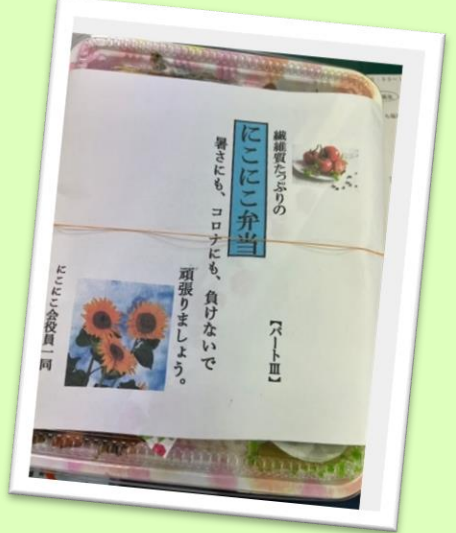
毎年実施しているふれあいサロン代表者研修会では、各ふれあいサロンの活動推進を目的として、助成金をお渡しさせていただいています。「この助成金はどういった事に使ったらええんかなあ。」と、質問をいただくこともあるため、今回は様々なふれあいサロンの助成金活用例を紹介させていただきます。



ふれあいサロンで調理活動をする際の材料費に活用しています♪
調理活動だけでなく、工作などの材料費にも活用することがあります。



お弁当の配布や友愛訪問時の際に、活用させていただいています♪



ふれあいサロンでレクリエーショングッズを購入する際に活用させていただいています。
社協ではレクグッズを購入できる業者もご紹介できます。(社協に購入を依頼することはできません。)

ふれあいサロンで講師を依頼した際の講師代として活用されたふれあいサロンもあります♪



～ふれあいサロン助成のきまり～

助成金の対象について

ふれあいサロンの助成金は、孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいを目的とした美咲町内の場所づくりを推進していく団体に配布します。



開催単位について

開催単位はふれあいサロンの目的に応じて設定できます。自治会や常会単位だけではなく、例えば中央地区単位や美咲町全体単位で開催しているふれあいサロンもあります。



開催頻度について

原則年間6回以上としています。ただし感染症や各ふれあいサロンの状況を踏まえながら、対応させていただきます。



開催会場について

会場については、その地区の公会堂や集会所を利用し、原則1会場につき1つのふれあいサロンが登録できます。ただし、サロン同士の交流を行う場合などはこの限りではありません。



参加対象について

世代や居住地を問わず、子どもから年配の方までどなたでも参加できます。



参加人数について

原則として5人以上としています。ただし感染症や各ふれあいサロンの状況を踏まえながら、対応させていただきます。



助成金の使用用途について

ふれあいサロンを行うにあたって必要な経費（事務費、材料代、弁当代、講代等）に使用できます。ただし、人件費には使用できません。



その他の事項について

規程に定めていない出来事が発生した場合は、その都度、ふれあいサロン代表者と美咲町社会福祉協議会が協議を行い決定します。



★その他ふれあいサロンについて分からないことがありましたら、美咲町社会福祉協議会までご連絡ください。